

## 阿賀野市告示第12号

次の書類は、当市に保管してありますから出頭のうえ受領するよう地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により告示します。

令和7年1月10日

阿賀野市長 加藤博幸

送達を受けるべき者の氏名	住（居）所	別紙一覧表のとおり
	氏名	同上
送達する書類名	督促状 令和5年度 市県民税普通徴収 第4期 督促状 令和6年度 市県民税普通徴収 第2期 督促状 令和6年度 市県民税普通徴収 第3期	
注意事項	地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の書類を受領しないときは、下記の日に書類の送達があったものとみなされます。  令和7年1月17日	